

仙台市地域防災計画（地震・津波災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）

資料 2-4

旧頁	旧	新	備考
	<p><b>地震・津波災害対策編とは</b></p> <p>大規模な地震災害からの「減災」を考えたとき、行政や防災関係機関だけでなく、市民、企業、地域団体等も、それぞれの役割を果たし、「自助・共助・公助」が互いに補い合い、連携し合って災害対策を進めていくことが重要です。</p> <p>地震災害は風水害と比べて、突発的に発生することが特徴であり、現在の科学技術では、<del>その発生を高い精度を持って予知することはできません</del>。特に大規模な地震災害の場合、広域的に被害が発生し、同時に多くの災害対策を行う必要があることや時間の経過などによって必要となる対策が変わっていきますので、「自助・共助・公助」がそれぞれの状況に応じて適切にその役割を果たしていくことが重要です。</p> <p>（以下略）</p>	<p><b>地震・津波災害対策編とは</b></p> <p>大規模な地震災害からの「減災」を考えたとき、行政や防災関係機関だけでなく、市民、企業、地域団体等も、それぞれの役割を果たし、「自助・共助・公助」が互いに補い合い、連携し合って災害対策を進めていくことが重要です。</p> <p>地震災害は風水害と比べて、突発的に発生することが特徴であり、現在の科学的知見では、発生時間、場所、規模を精度よく限定して予測すること（地震予知）は困難であると考えられています。特に大規模な地震災害の場合、広域的に被害が発生し、同時に多くの災害対策を行う必要があることや時間の経過などによって必要となる対策が変わっていきますので、「自助・共助・公助」がそれぞれの状況に応じて適切にその役割を果たしていくことが重要です。</p> <p>（以下略）</p>	<p>地震予知の定義及び現状を踏まえた記載の適正化</p>
<p>第1章第1節 地震による被災をふせぐ P1</p>	<p><b>1. 緊急地震速報を利用する【市民・企業】</b></p> <p><del>震源で地震が発生してから自分がいる場所に地震動が伝わるまでには、数秒～数十秒の猶予時間がある場合が多いため、この時間差を利用して揺れる前に地震の発生を伝える</del>仕組みが、気象庁が提供する「緊急地震速報」です。緊急地震速報は震源で発生した地震動を最も近くの地震計でとらえ、過去の地震観測データと対照して、各地に伝わる地震動の大きさや到達時間を予測し、伝達します。（中略）</p> <p>(1) 緊急地震速報の種類と伝達方法 （中略）</p> <p>ア 緊急地震速報（警報）</p> <p>警報は、国内で予想される最大震度が5弱以上の場合に、震度4以上の揺れの強さが予想される地域（宮城県中部）に対して発表されます。仙台市では、NTTドコモのエリアメール、KDDI（au）、ソフトバンク及び楽天モバイル等の緊急速報メールが設定されている機種の携帯電話・スマートフォン等に対して、震度4以上の揺れが予想される地域にいる場合に自動的にメールが送信されます。また、テレビやラジオ等でも該当する地域のローカル局（NHKは全国一律）に即座に発表されます。</p> <p>イ 緊急地震速報（予報）</p> <p>予報は、国内で予想される最大震度が3以上、又はマグニチュード3.5以上の場合に、震度1以上の揺れが予想される地域の専用端末に、予想震度、予想猶予時間などが伝達されます。予報を受信するには、パソコンやスマートフォン等の専用ソフト・専用アプリをあらかじめダウンロードしているか、緊急地震速報の専用端末を設置し、地点登録や受信する震度等をあらかじめ設定しておく必要があります。</p>	<p><b>1. 緊急地震速報を利用する【市民・企業】</b></p> <p>地震が発生すると、震源から揺れが波となって地面を伝わります（地震波）。地震波には、P波とS波があり、P波の方がS波より速く伝わります。一方、強い揺れによる被害をもたらすのは主に後から伝わるS波です。この特徴を利用して、先に伝わるP波を検知した段階で、S波が伝わる前に危険が迫っていることを知らせる仕組みが、気象庁が提供する「緊急地震速報」です。緊急地震速報は、地震波を震源近くの地震計でとらえ、その観測データから、震源や規模、各地に伝わる地震動の大きさで予想される揺れの強さや到達時間を計算し、伝達します。（中略）</p> <p>(1) 緊急地震速報の種類と伝達方法 （中略）</p> <p>ア 緊急地震速報（警報）</p> <p>警報は、国内で予想される最大震度が5弱以上又は長周期地震動階級3以上の場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想される地域（宮城県中部）に対して発表されます。仙台市では、NTTドコモのエリアメール、KDDI（au）、ソフトバンク及び楽天モバイル等の緊急速報メールが設定されている機種の携帯電話・スマートフォン等に対して、震度4以上の揺れが予想される地域にいる場合に自動的にメールが送信されます。また、テレビやラジオ等でも該当する地域のローカル局（NHKは全国一律）に即座に発表されます。</p> <p>イ 緊急地震速報（予報）</p> <p>予報は、国内で最大震度が3以上、又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想された場合に、専用端末等を設置した場所の予想震度、予想猶予時間などが伝達されます。予報を受信するには、パソコンやスマートフォン等の専用ソフト・専用アプリをあらかじめダウンロードしているか、緊急地震速報の専用端末を設置し、地</p>	<p>緊急地震速報の仕組みを踏まえた記載の適正化</p> <p>令和5年2月より、緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級が追加</p>

旧頁	旧	新	備考
	(以下略)	点登録や受信する震度等をあらかじめ設定しておく必要があります。 (以下略)	
<p>第1章第8節 交通・ライフ ライン等に関 わる情報を入 手する P23</p>	<p><b>【参考】市や防災関係機関の取り組み</b></p> <p>1～3. 略</p> <p>4. ガス施設に関する広報 あらかじめ報道機関に協力要請を行っているマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ホームページ、<del>SNS (ツイッター)</del>により周知します。また、供給停止地区には、広報車を出動させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努めます。</p>	<p><b>【参考】市や防災関係機関の取り組み</b></p> <p>1～3. 略</p> <p>4. ガス施設に関する広報 あらかじめ報道機関に協力要請を行っているマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、<b>ガス局</b>ホームページにより周知します。また、供給停止地区には、広報車を出動させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努めます。</p>	<p>ホームページの 明確化、広報に使 用する媒体の見 直し</p>
<p>第2章第4節 避難計画 P47-49</p>	<p>2. 避難情報の発令 【災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部】</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施責任者 (中略) ア 略 イ その他の機関による代行（災害対策基本法第60条及び第61条）</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 報告・通知 ア 知事への報告 市長は、避難情報を発令したとき、警察官等から避難情報を発令した旨の通知を受けたとき又は解除したときは、直ちに宮城県知事に報告する。</p>	<p>2. 避難情報の発令 【災対本部事務局、経済部、都市整備部、消防部、区本部】</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施責任者 (中略) ア 略 イ その他の機関による代行（災害対策基本法第60条及び第61条） <u>本市以外の機関が行う避難の指示等は、下記の実施者において関係法令に基づき実施することができる（資料6-5参照）。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(5) 報告・通知 ア 知事への報告 市長は、避難情報を発令したとき、<u>解除したとき又は警察官等から避難の指示をした旨</u>の通知を受けたときは、直ちに宮城県知事に報告する。</p>	<p>その他の機関が 市長の権限を代 行する内容につ いて説明を追記</p> <p>災害対策基本法 第61条に基づい た記載の見直し</p>
<p>第2章第4節 避難計画 P51-52</p>	<p>4. 避難の誘導 【消防部、区本部、宮城県警察本部】</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 警察の措置 ア 警察署長は、市長等が発令する避難情報について、必要な助言と協力を行う。 イ 略</p>	<p>4. 避難の誘導 【消防部、区本部、宮城県警察本部】</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 警察の措置 ア 警察署長は、市長等が行う避難の指示について、必要な助言と協力を行う。 イ 略</p>	<p>記載の適正化</p>

旧頁	旧	新	備考
<p>第2章第5節 津波災害応急 計画 P55-60</p>	<p>2. 津波警報等の情報収集伝達体制 [災対本部事務局、消防部、仙台管区气象台]</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 津波警報等の収集伝達 (中略)</p> <p style="text-align: center;">＜津波警報等の伝達系統図＞</p>	<p>2. 津波警報等の情報収集伝達体制 [災対本部事務局、消防部、仙台管区气象台]</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 津波警報等の収集伝達 (中略)</p> <p style="text-align: center;">＜津波警報等の伝達系統図＞</p>	<p>宮城県地域防災 計画に記載の伝 達系統図を踏ま えた修正</p> <p>津波避難広報ド ローンの追加</p> <p>駐在所の記載の 修正</p>
<p>第2章第5節 津波災害応急 計画 P61-62</p>	<p>4. 避難指示の発令等 [災対本部事務局、消防部、区本部]</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 避難指示の伝達・避難広報 避難指示発令時には、次の手段を用いて、地域住民等に対し迅速に周知徹底を図り、確 実な避難行動を促す。 ア～カ 略</p>	<p>4. 避難指示の発令等 [災対本部事務局、消防部、区本部]</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 避難指示の伝達・避難広報 避難指示発令時には、次の手段を用いて、地域住民等に対し迅速に周知徹底を図り、確 実な避難行動を促す。 ア～カ 略</p>	

旧頁	旧	新	備考
第2章第5節 津波災害応急 計画 P61-62	<u>(追加)</u>	<u>キ 津波避難広報ドローンによる避難広報</u> <u>災対本部事務局は、津波避難広報ドローンによる上空からの呼び掛けにより、沿岸部(海岸線及び河口)の来訪者に対して避難指示の広報を行う。</u>	津波避難広報ドローンの運用開始に伴う追記
第2章第5節 津波災害応急 計画 P63	5. 警察の措置〔宮城県警察本部〕 (1) 略 (2) 警戒・広報 ア～イ 略 ウ 避難 ① 略 ② 警察署長は、市長等が <del>発令する</del> 避難指示について、必要な助言と協力を行う。 ③ 略	5. 警察の措置〔宮城県警察本部〕 (1) 略 (2) 警戒・広報 ア～イ 略 ウ 避難 ① 略 ② 警察署長は、市長等が <u>行う</u> 避難の指示について、必要な助言と協力を行う。 ③ 略	記載の適正化
第2章第7節 災害情報の収 集伝達計画 P70	<u>(追加)</u>	<u>2. 北海道・三陸沖後発地震注意情報</u> <u>(1) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の概要</u> <u>日本海溝沿い及び千島海溝沿いの領域では、さまざまな規模の地震が多数発生しており、モーメントマグニチュード(Mw)7.0以上の地震が発生したあと、さらに大きなMw8クラス以上の大規模地震が続いて発生する事例などが確認されている。北海道の根室沖から東北地方の三陸沖にわたる巨大地震の想定震源域とそれに影響を与える外側のエリアでMw7.0以上の地震が発生した場合に、気象庁が後発地震への注意を促す情報として「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信と解説、内閣府から「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。</u> <u>(2) 情報伝達</u> <u>ア 市及び関係機関相互の情報伝達</u> <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合、仙台管区気象台及び宮城県から情報伝達を受ける。先に発生した先発地震に関する情報や、後発地震への注意事項等について情報収集と情報伝達に努める。</u> <u>イ 市民への周知</u> <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報を入手した場合、災対本部事務局は杜の都防災 Web、杜の都防災メール、SNS(ツイッター)、市ホームページ等により市民へ伝達する。報道機関の協力により周知が多重化されることに留意し、より確実な情報伝達を行う。</u> <u>なお、先発地震による本市へ影響が大きい場合は、避難活動や応急対策活動に関わる情報伝達を優先することがある。</u>	■□日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画(以下、「推進基本計画」という。)の修正による (以降、項番ずれ)

旧頁	旧	新	備考
<p>第2章第7節 災害情報の収 集伝達計画 P70</p>		<p><b>(3) 市の防災組織体制</b>  <b>ア 先発地震による本市への影響が大きい場合</b>  先発地震への対応に必要な組織体制とし、応急対策の完了や災害発生のおそれが低下した場合に、次のイの体制に移行する。  <b>イ 先発地震による本市への影響が小さい場合</b>  北海道・三陸沖後発地震注意情報により防災対応が呼びかけられる期間は災害警戒本部体制とする。</p> <p><b>(4) 災害応急対策をとるべき期間</b>  先発地震発生後、1週間は防災対応を呼びかける期間とされることから、この間を、災害応急対策をとるべき期間とする。ただし、先発地震等による本市への影響が大きい場合は、必要期間にわたり応急対策を継続する。</p> <p><b>(5) 市の対応</b>  <b>ア 広報</b>  北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合は、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応を市民へ呼びかける。  防災対応を呼びかける1週間の間、1日に1回程度を目安に定期的に広報を実施する。  <b>イ 市が管理する施設等の対応</b>  後発地震が発生した際の初動体制や避難誘導手順等の再確認を行うとともに、後発地震発生時に使用する避難所・避難場所等の施設・設備の点検等を行う。</p>	<p>■□推進基本計画の修正による</p>
<p>第2章第7節 災害情報の収 集伝達計画 P70</p>	<p><b>2. 通信手段の確保</b>  災害発生時の情報伝達には、既存の通信設備を効率的に活用し、迅速かつ的確な情報の伝達を図る。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <b>無線通信網の利用</b>  有線回線での通信と併せて、以下の無線網を活用する。  <b>ア 略</b>  <b>イ 県防災行政用無線</b>  県防災行政用無線は、県及び県内市町村との通信に使用する。<del>また、市町村局の整備を検討する。</del>  <b>ウ 地域衛星通信ネットワーク</b>  地域衛星通信ネットワークは、各都道府県、市町村及び防災関係機関との通信に使用する。<del>また、市町村局の整備を検討する。</del></p> <p>(5)～(6) 略</p>	<p><b>3. 通信手段の確保</b>  災害発生時の情報伝達には、既存の通信設備を効率的に活用し、迅速かつ的確な情報の伝達を図る。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <b>無線通信網の利用</b>  有線回線での通信と併せて、以下の無線網を活用する。  <b>ア 略</b>  <b>イ 県防災行政用無線</b>  県防災行政用無線は、県、県内市町村、<u>消防機関及び防災関係機関</u>との通信に使用する。  <b>ウ 地域衛星通信ネットワーク</b>  地域衛星通信ネットワークは、各都道府県、市町村、<u>消防機関</u>及び防災関係機関との通信に使用する。</p> <p>(5)～(6) 略</p>	<p>現況を反映</p>

旧頁	旧	新	備考
<p>第2章第11節 消防活動計画 P94-95</p>	<p>4. 消防団</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 消防団の活動 ア～イ 略</p> <p>ウ 避難の勧告又は指示がなされたときは、避難方向、避難場所等を住民に周知し、避難の誘導に当たる。</p>	<p>4. 消防団</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 消防団の活動 ア～イ 略</p> <p>ウ 避難の指示がなされたときは、避難方向、避難場所等を住民に周知し、避難の誘導に当たる。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>第2章第15節 緊急輸送計画 P116-117</p>	<p>3. 道路交通の確保〔市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部〕</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 道路啓開等の実施 (中略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 公安委員会による緊急交通路の指定</p> <p>県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等の箇所を考慮の上、被災地区外からの応援や緊急物資輸送を主に位置づけられた道路で、災害発生時には緊急通行車両、規制除外車両のうち自衛隊車両等及び人命救助、輸送施設等の応急復旧等の事前届出確認済車両以外の一般車両の通行を規制する全国規模のネットワークとして構成する路線。</p> <p>イ～ウ 略</p> </div>	<p>3. 道路交通の確保〔市民部、建設部、区本部、宮城県警察本部〕</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 道路啓開等の実施 (中略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 公安委員会による緊急交通路の指定</p> <p><u>大規模災害発生時、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急通行車両及び規制除外車両以外の一般車両の通行を公安委員会が規制した道路の区間。</u></p> <p>イ～ウ 略</p> </div>	<p>災害対策基本法第76条に基づいた記載の見直し</p>
<p>第2章第15節 緊急輸送計画 P118</p>	<p>4. 輸送車両等の確保〔財政部、経済部、会計部、消防部、交通部〕</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 緊急通行車両の確認</p> <p>災害対策基本法に基づき、<u>緊急輸送を行う車両</u>以外の車両通行の禁止又は制限がなされた場合は、次により緊急通行車両確認証明書及び確認標章を受ける。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 事前届出済証の交付を受けていない車両については、所管する各部及び各区本部で<u>緊急通行車両等確認申請書</u>、自動車検査証及び輸送協定書その他当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類(指定行政機関等の上申書等)により管轄の警察署に申請し、交付を受ける。なお、申請に当たっては、「大規模災害に伴う交通規制実施要領」に定める別記様式第1号を2枚作成し、管轄の警察署に申請するものとする。</p> <p>ウ 財政部が調達した車両については、財政部で<u>緊急通行車両等確認申請書</u>により、上記イと同様に管轄の警察署に申請し、交付を受ける。</p>	<p>4. 輸送車両等の確保〔財政部、経済部、会計部、消防部、交通部〕</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 緊急通行車両の確認</p> <p>災害対策基本法に基づき、<u>緊急通行車両及び規制除外車両</u>以外の車両通行の禁止又は制限がなされた場合は、次により緊急通行車両確認証明書及び確認標章を受ける。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 事前届出済証の交付を受けていない車両については、所管する各部及び各区本部で<u>緊急通行車両確認証明書</u>、自動車検査証及び輸送協定書その他当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類(指定行政機関等の上申書等)により管轄の警察署等に申請し、交付を受ける。</p> <p>ウ 財政部が調達した車両については、財政部で<u>緊急通行車両確認証明書</u>により、上記イと同様に管轄の警察署等に申請し、交付を受ける。</p>	<p>災害対策基本法第76条に基づいた記載の見直し</p> <p>記載の適正化</p>

旧頁	旧	新	備考
<p>第2章第13節 二次災害の防 止 P133</p>	<p>7. 公共施設の点検及び応急措置</p> <p>公共施設に災害が発生した場合は、施設管理者は構造体、非構造部材等について点検を行い、施設の安全性を確認する。二次災害が発生する可能性がある場合には立入禁止等の措置を行うなど、適切な応急措置を行い、二次災害を防止する。</p>	<p>7. 公共施設の点検及び応急措置</p> <p>公共施設に災害が発生した場合は、施設管理者は構造体、非構造部材等について点検を行い、施設の安全性を確認する。二次災害が発生する可能性がある場合には立入禁止等の措置を行うなど、適切な応急措置を行い、二次災害を防止する。</p> <p><u>この場合において、津波避難エリアでは従事者の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。</u></p>	<p>■推進基本計画の修正による</p>
<p>第2章第20節 災害救助法適用計画 P144</p>	<p>4. 災害救助法の適用基準</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 災害救助法に基づく救助が行われる範囲の災害 ア～オ 略</p>	<p>4. 災害救助法の適用基準</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 災害救助法に基づく救助が行われる範囲の災害 ア～オ 略</p> <p><u>カ 災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、仙台市がその所管区域となり、市内で被害を受けるおそれがある場合【災害救助法第2条第2項】</u></p>	<p>災害救助法の一部改正に伴う記載の追加</p>
<p>第2章第21節 行方不明者の 捜索・遺体の 収容等に関する計画 P148-149</p> <p>第2章第21節 行方不明者の 捜索・遺体の 収容等に関する計画 P148-149</p>	<p>3. 遺体の収容、検視・検案及び処理〔健康福祉部、区本部、宮城海上保安部、宮城県警察本部〕</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 遺体処理の対象及び取扱い 遺体処理の対象者は遺体安置所に搬送された遺体とし、仙台市は、遺体安置のため、必要な棺やドライアイスの確保等の支援に努める。</p> <p>(7) 遺体の洗浄等 ア 略 イ 遺体は納棺し、損傷が大きい場合は、毛布で覆う等死者の尊厳を保てるような措置を行う。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 遺体の一時保存 ア 略 イ 棺及びドライアイスは生活衛生班が関係各業者と調整し、調達する。</p>	<p>3. 遺体の収容、検視・検案及び処理〔健康福祉部、区本部、宮城海上保安部、宮城県警察本部〕</p> <p>(中略)</p> <p>(6) 遺体処理の対象及び取扱い 遺体処理の対象者は遺体安置所に搬送された遺体とし、仙台市は、遺体安置のため、必要な棺や<u>納体袋</u>、ドライアイスの確保等の支援に努める。</p> <p>(7) 遺体の洗浄等 ア 略 イ 遺体は納棺し、損傷が大きい場合等は、毛布で覆う、<u>納体袋に納める</u>等死者の尊厳を保てるような措置を行う。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 遺体の一時保存 ア 略 イ 棺、<u>納体袋</u>及びドライアイスは生活衛生班が関係各業者と調整し、調達する。</p>	<p>納体袋の追記</p>

旧頁	旧	新	備考																																													
第2章第22節 応援協力要請 (受援)計画 P156	4. 自衛隊に対する災害派遣要請 (1) 略 (2) 自衛隊の部隊の担当地域 自衛隊が地震の震度に応じて担任する仙台市域は、次表のとおりとなっている。 <table border="1" data-bbox="388 449 1448 760"> <thead> <tr> <th>災害派遣の発動条件</th> <th>指定部隊等の長 (要請通知先)</th> <th>仙台市の区域担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある場合 (自衛隊法第83条)</td> <td>第22 即応機動連隊 (第22 即応機動連隊第3科)</td> <td>原則第22 即応機動連隊が対応に当たる。 <del>状況に応じて第6師団長の指揮下で東北方面特科隊が応援に当たる。</del></td> </tr> </tbody> </table>	災害派遣の発動条件	指定部隊等の長 (要請通知先)	仙台市の区域担当	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある場合 (自衛隊法第83条)	第22 即応機動連隊 (第22 即応機動連隊第3科)	原則第22 即応機動連隊が対応に当たる。 <del>状況に応じて第6師団長の指揮下で東北方面特科隊が応援に当たる。</del>	4. 自衛隊に対する災害派遣要請 (1) 略 (2) 自衛隊の部隊の担当地域 自衛隊が地震の震度に応じて担任する仙台市域は、次表のとおりとなっている。 <table border="1" data-bbox="1534 449 2594 722"> <thead> <tr> <th>災害派遣の発動条件</th> <th>指定部隊等の長 (要請通知先)</th> <th>仙台市の区域担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある場合 (自衛隊法第83条)</td> <td>第22 即応機動連隊 (第22 即応機動連隊第3科)</td> <td>原則第22 即応機動連隊が対応に当たる。</td> </tr> </tbody> </table>	災害派遣の発動条件	指定部隊等の長 (要請通知先)	仙台市の区域担当	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある場合 (自衛隊法第83条)	第22 即応機動連隊 (第22 即応機動連隊第3科)	原則第22 即応機動連隊が対応に当たる。	東北方面特科隊の廃止に伴う修正																																	
災害派遣の発動条件	指定部隊等の長 (要請通知先)	仙台市の区域担当																																														
天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある場合 (自衛隊法第83条)	第22 即応機動連隊 (第22 即応機動連隊第3科)	原則第22 即応機動連隊が対応に当たる。 <del>状況に応じて第6師団長の指揮下で東北方面特科隊が応援に当たる。</del>																																														
災害派遣の発動条件	指定部隊等の長 (要請通知先)	仙台市の区域担当																																														
天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要がある場合 (自衛隊法第83条)	第22 即応機動連隊 (第22 即応機動連隊第3科)	原則第22 即応機動連隊が対応に当たる。																																														
第2章第23節 災害警備活動・交通規制計画 P161-162	2. 交通規制及び交通秩序の維持 (中略) (2) 交通規制 ア 略 イ 緊急交通路確保のための措置 ① <b>交通管制施設</b> の活用 効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の <b>交通管制施設</b> の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。	2. 交通規制及び交通秩序の維持 (中略) (2) 交通規制 ア 略 イ 緊急交通路確保のための措置 ① <b>交通安全施設</b> の活用 効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の <b>交通安全施設</b> の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。	記載の適正化																																													
第2章第26節 応急給水・水道復旧計画 P171-172	3. 応急給水計画 [水道部] (1)～(2) 略 (3) 応急給水用資機材 令和3年10月1日現在 <table border="1" data-bbox="439 1394 1338 1906"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>容量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給水タンク車</td> <td>3台</td> <td>2 m<sup>3</sup>ローリー車 (圧送可能型)</td> </tr> <tr> <td>2台</td> <td>3 m<sup>3</sup>ローリー車 (圧送可能型)</td> </tr> <tr> <td>1台</td> <td>4 m<sup>3</sup>ローリー車 (圧送可能型)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アルミタンク</td> <td>6基</td> <td>2 m<sup>3</sup>タンク</td> </tr> <tr> <td>28基</td> <td>1 m<sup>3</sup>タンク</td> </tr> <tr> <td>組立式仮設水槽</td> <td>64基</td> <td>1 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>ポリ給水袋</td> <td><del>24,000</del>枚</td> <td>6 l</td> </tr> <tr> <td><del>ポリ携行缶</del></td> <td><del>400</del>個</td> <td><del>20-l</del></td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	容量等	給水タンク車	3台	2 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)	2台	3 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)	1台	4 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)	アルミタンク	6基	2 m <sup>3</sup> タンク	28基	1 m <sup>3</sup> タンク	組立式仮設水槽	64基	1 m <sup>3</sup>	ポリ給水袋	<del>24,000</del> 枚	6 l	<del>ポリ携行缶</del>	<del>400</del> 個	<del>20-l</del>	3. 応急給水計画 [水道部] (1)～(2) 略 (3) 応急給水用資機材 令和4年10月1日現在 <table border="1" data-bbox="1584 1394 2484 1852"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>容量等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給水タンク車</td> <td>3台</td> <td>2 m<sup>3</sup>ローリー車 (圧送可能型)</td> </tr> <tr> <td>2台</td> <td>3 m<sup>3</sup>ローリー車 (圧送可能型)</td> </tr> <tr> <td>1台</td> <td>4 m<sup>3</sup>ローリー車 (圧送可能型)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アルミタンク</td> <td>6基</td> <td>2 m<sup>3</sup>タンク</td> </tr> <tr> <td>28基</td> <td>1 m<sup>3</sup>タンク</td> </tr> <tr> <td>組立式仮設水槽</td> <td>64基</td> <td>1 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>ポリ給水袋</td> <td><u>20,000</u>枚</td> <td>6 l</td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	容量等	給水タンク車	3台	2 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)	2台	3 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)	1台	4 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)	アルミタンク	6基	2 m <sup>3</sup> タンク	28基	1 m <sup>3</sup> タンク	組立式仮設水槽	64基	1 m <sup>3</sup>	ポリ給水袋	<u>20,000</u> 枚	6 l	資機材の見直し
品名	数量	容量等																																														
給水タンク車	3台	2 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)																																														
	2台	3 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)																																														
	1台	4 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)																																														
アルミタンク	6基	2 m <sup>3</sup> タンク																																														
	28基	1 m <sup>3</sup> タンク																																														
組立式仮設水槽	64基	1 m <sup>3</sup>																																														
ポリ給水袋	<del>24,000</del> 枚	6 l																																														
<del>ポリ携行缶</del>	<del>400</del> 個	<del>20-l</del>																																														
品名	数量	容量等																																														
給水タンク車	3台	2 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)																																														
	2台	3 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)																																														
	1台	4 m <sup>3</sup> ローリー車 (圧送可能型)																																														
アルミタンク	6基	2 m <sup>3</sup> タンク																																														
	28基	1 m <sup>3</sup> タンク																																														
組立式仮設水槽	64基	1 m <sup>3</sup>																																														
ポリ給水袋	<u>20,000</u> 枚	6 l																																														

旧頁	旧	新	備考																												
第2章第26節 応急給水・水道復旧計画 P174	8. 応急給水補完対策〔環境部、各部、区本部〕 (中略) (2) 井戸水の活用 災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活水の確保が重要である。災害時における地域の生活水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。 <p style="text-align: center;"><b>&lt;災害応急用井戸登録数&gt;</b></p> <p style="text-align: right;">令和元年10月1日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>青葉区</td> <td>宮城野区</td> <td>若林区</td> <td>太白区</td> <td>泉区</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>133</td> <td>44</td> <td>48</td> <td>35</td> <td>22</td> <td>282</td> </tr> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	133	44	48	35	22	282	8. 応急給水補完対策〔環境部、各部、区本部〕 (中略) (2) 井戸水の活用 災害時においては、洗濯、清掃及びトイレ用水等の生活水の確保が重要である。災害時における地域の生活水の確保という観点から、現に有効に使用されている事業用・個人所有の井戸を「災害応急用井戸」として登録し、活用する。 <p style="text-align: center;"><b>&lt;災害応急用井戸登録数&gt;</b></p> <p style="text-align: right;">令和4年9月30日現在</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>青葉区</td> <td>宮城野区</td> <td>若林区</td> <td>太白区</td> <td>泉区</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>登録井戸数</td> <td>132</td> <td>44</td> <td>50</td> <td>38</td> <td>30</td> <td>296</td> </tr> </table>		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計	登録井戸数	132	44	50	38	30	296	時点更新
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	133	44	48	35	22	282																									
	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計																									
登録井戸数	132	44	50	38	30	296																									
第2章第27節 電力施設災害 応急計画 P175	1. 要員の確保 宮城県内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合、支店、支社及び県内全事業所は、自動的に第三非常体制に入り、社員は呼集を待つことなく出動する。	1. 要員の確保 宮城県内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合、支店・支社及び県内全事業所の非常災害対策要員の社員は、呼集を待つことなく出動する。	参集体制の見直し																												
第2章第28節 電気通信施設 災害応急計画 P177	1. 応急対策の内容 通信施設の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため。次の各号の措置をとる。 ア 非常用可搬形交換装置の出動 イ～エ 略	1. 応急対策の内容 通信施設の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため。次の各号の措置をとる。 ア 非常用可搬型加入者収容装置の出動 イ～エ 略	記載の適正化																												
第2章第29節 ガス施設災害 応急計画 P178	1. 災害時の要員確保 「仙台市ガス局災害対策要綱」によるほか、震度4以上を観測する地震が発生した場合は、配備指令の有無にかかわらず、あらかじめ指定を受けた職員が自動参集し、被害状況に応じた配備をとるとともに、必要に応じて仙台ガス工事協同組合を通じるなどして、仙台市が公認するガス工事人各社へ応援を要請する。 なお、本市の単独復旧が困難と判断された場合は、「非常事態における応援要綱」(日本ガス協会)に基づき、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請を行う。	1. 災害時の要員確保 「仙台市ガス局災害対策要綱」によるほか、震度4以上を観測する地震が発生した場合は、配備指令の有無にかかわらず、あらかじめ指定を受けた職員が自動参集し、被害状況に応じた配備をとるとともに、必要に応じて仙台ガス工事協同組合を通じるなどして、仙台市が公認するガス工事人各社へ応援を要請する。 なお、本市の単独復旧が困難と判断された場合は、「災害時連携計画」に基づき、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請を行う。	ガス事業法の改正に伴う修正																												
第2章第29節 ガス施設災害 応急計画 P178	4. 広報活動 あらかじめ報道機関に協力要請を行っておくマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ホームページにより周知する。 また、供給停止地区には、広報車を出動させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努める。	4. 広報活動 あらかじめ報道機関に協力要請を行っておくマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要となる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行うとともに、ガス局ホームページにより周知する。 また、供給停止地区には、広報車を出動させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努める。	ホームページの明確化																												

旧頁	旧	新	備考																								
<p>第2章第33節 住宅応急対策 計画 P187</p> <p>第2章第33節 住宅応急対策 計画 P187</p>	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="350 279 557 310">実施機関</th> <th data-bbox="557 279 1439 310">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="350 310 557 405">総務部</td> <td data-bbox="557 310 1439 405">(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去等の管理に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 405 557 604">財政部</td> <td data-bbox="557 405 1439 604">(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 604 557 667">市民部</td> <td data-bbox="557 604 1439 667">(地域支援班) ・ 技能職団体への協力要請に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 667 557 741">(中略)</td> <td data-bbox="557 667 1439 741">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 741 557 1602">都市整備部</td> <td data-bbox="557 741 1439 1602">(庶務班) ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に関する事 (公共建築班) ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所の選定に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設及び解体に関する事 ・ プレハブ協会等関係団体への協力要請に関する事 ・ 災害公営住宅の建設に関する事 (住宅政策班) ・ 応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備の総括に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所及び当該場所における建設戸数の決定に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設用地の提供受入れに関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)として供与可能な住宅の情報収集・受入れに関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の施設の維持管理に関する事 ・ 市営住宅の保全及び入居者の保護に関する事 ・ 災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者との連絡調整に関する事 ・ 被災者の市営住宅への入居に関する事 ・ 災害公営住宅の計画及び整備に関する事 ・ 災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	総務部	(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去等の管理に関する事	財政部	(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事	市民部	(地域支援班) ・ 技能職団体への協力要請に関する事	(中略)	(中略)	都市整備部	(庶務班) ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に関する事 (公共建築班) ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所の選定に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設及び解体に関する事 ・ プレハブ協会等関係団体への協力要請に関する事 ・ 災害公営住宅の建設に関する事 (住宅政策班) ・ 応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備の総括に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所及び当該場所における建設戸数の決定に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設用地の提供受入れに関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)として供与可能な住宅の情報収集・受入れに関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の施設の維持管理に関する事 ・ 市営住宅の保全及び入居者の保護に関する事 ・ 災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者との連絡調整に関する事 ・ 被災者の市営住宅への入居に関する事 ・ 災害公営住宅の計画及び整備に関する事 ・ 災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する事	<p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1498 279 1706 310">実施機関</th> <th data-bbox="1706 279 2588 310">担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1498 310 1706 405">総務部</td> <td data-bbox="1706 310 2588 405">(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び受付に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去等の管理に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 405 1706 604">財政部</td> <td data-bbox="1706 405 2588 604">(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地のリストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 604 1706 667">市民部</td> <td data-bbox="1706 604 2588 667">(生活安全安心班) ・ 技能職団体への協力要請に関する事</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 667 1706 741">(中略)</td> <td data-bbox="1706 667 2588 741">(中略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1498 741 1706 1602">都市整備部</td> <td data-bbox="1706 741 2588 1602">(庶務班) ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に関する事 (公共建築班) ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所の確保及び選定に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設及び解体に関する事 ・ プレハブ協会等関係団体への協力要請に関する事 ・ 災害公営住宅の建設に関する事 (住宅政策班) ・ 応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する事 ・ <u>応急仮設住宅の必要戸数の決定の支援に関する事</u> ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備の総括に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所及び当該場所における建設戸数の決定に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設用地の提供受入れに関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)として供与可能な住宅の情報収集・受入れに関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の施設の維持管理に関する事 ・ 市営住宅の保全及び入居者の保護に関する事 ・ 災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者との連絡調整に関する事 ・ 被災者の市営住宅への入居に関する事 ・ 災害公営住宅の計画及び整備に関する事 ・ 災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	総務部	(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び受付に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去等の管理に関する事	財政部	(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地のリストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事	市民部	(生活安全安心班) ・ 技能職団体への協力要請に関する事	(中略)	(中略)	都市整備部	(庶務班) ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に関する事 (公共建築班) ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所の確保及び選定に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設及び解体に関する事 ・ プレハブ協会等関係団体への協力要請に関する事 ・ 災害公営住宅の建設に関する事 (住宅政策班) ・ 応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する事 ・ <u>応急仮設住宅の必要戸数の決定の支援に関する事</u> ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備の総括に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所及び当該場所における建設戸数の決定に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設用地の提供受入れに関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)として供与可能な住宅の情報収集・受入れに関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の施設の維持管理に関する事 ・ 市営住宅の保全及び入居者の保護に関する事 ・ 災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者との連絡調整に関する事 ・ 被災者の市営住宅への入居に関する事 ・ 災害公営住宅の計画及び整備に関する事 ・ 災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する事	<p>担当業務の整理に伴う修正</p> <p>組織改正に伴う修正</p> <p>担当業務の整理に伴う修正</p>
実施機関	担当業務																										
総務部	(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去等の管理に関する事																										
財政部	(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事																										
市民部	(地域支援班) ・ 技能職団体への協力要請に関する事																										
(中略)	(中略)																										
都市整備部	(庶務班) ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に関する事 (公共建築班) ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所の選定に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設及び解体に関する事 ・ プレハブ協会等関係団体への協力要請に関する事 ・ 災害公営住宅の建設に関する事 (住宅政策班) ・ 応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備の総括に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所及び当該場所における建設戸数の決定に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設用地の提供受入れに関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)として供与可能な住宅の情報収集・受入れに関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の施設の維持管理に関する事 ・ 市営住宅の保全及び入居者の保護に関する事 ・ 災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者との連絡調整に関する事 ・ 被災者の市営住宅への入居に関する事 ・ 災害公営住宅の計画及び整備に関する事 ・ 災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する事																										
実施機関	担当業務																										
総務部	(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び受付に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去等の管理に関する事																										
財政部	(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地のリストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事																										
市民部	(生活安全安心班) ・ 技能職団体への協力要請に関する事																										
(中略)	(中略)																										
都市整備部	(庶務班) ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に関する事 (公共建築班) ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所の確保及び選定に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設及び解体に関する事 ・ プレハブ協会等関係団体への協力要請に関する事 ・ 災害公営住宅の建設に関する事 (住宅政策班) ・ 応急仮設住宅供与の必要性の判断の支援に関する事 ・ <u>応急仮設住宅の必要戸数の決定の支援に関する事</u> ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備の総括に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設場所及び当該場所における建設戸数の決定に関する事 ・ 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の建設用地の提供受入れに関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ公営住宅等)として供与可能な住宅の情報収集・受入れに関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入居者の決定の支援に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の入退去等の管理の総括に関する事 ・ 応急仮設住宅(借り上げ民間賃貸住宅を除く)の施設の維持管理に関する事 ・ 市営住宅の保全及び入居者の保護に関する事 ・ 災害時における市営住宅及び共同施設の管理業務を受託する指定管理者との連絡調整に関する事 ・ 被災者の市営住宅への入居に関する事 ・ 災害公営住宅の計画及び整備に関する事 ・ 災害公営住宅の入退去及び維持管理に関する事																										
<p>第2章第33節 住宅応急対策 計画 P191-192</p>	<p>5. 建設型応急住宅〔財政部、健康福祉部、都市整備部〕</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 建設用地の確保及び選定</p> <p>財政部は、建設型応急住宅の建設が可能と思われる<del>市有地のリストの更新を適宜行う。</del></p>	<p>5. 建設型応急住宅〔財政部、健康福祉部、都市整備部〕</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 建設用地の確保及び選定</p> <p>財政部は、建設型応急住宅の建設が可能と思われる<del>国有地のリストが国から提供された</del></p>	<p>担当業務の整理に伴う修正</p>																								

旧頁	旧	新	備考
	<p>都市整備部は、<del>建設用地の現地調査により</del>、インフラ整備状況を把握しておくとともに、被災地との地理的關係や周辺の生活環境等を考慮して、建設用地の選定を行う。</p> <p><del>震災後に</del>民間企業等から建設用地提供の申出があった場合は、都市整備部で受付を行い、敷地の範囲や敷地面積、所有者等を確認後、提供受付リストを作成する。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 建設型応急住宅に関する事務フロー</p>	<p><u>場合、当該リストを都市整備部へ提供する。</u></p> <p>都市整備部は、<u>平時に建設候補地台帳を整備し、建設候補地の現地調査等により</u>、インフラ整備状況を把握する。<u>災害発生後</u>、被災地との地理的關係や周辺の生活環境等を考慮して、建設用地の選定を行う。</p> <p><u>また</u>、民間企業等から建設用地提供の申出があった場合は、都市整備部で受付を行い、敷地の範囲や敷地面積、所有者等を確認後、提供受付リストを作成する。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 建設型応急住宅に関する事務フロー</p>	<p>担当業務の整理に伴う修正</p> <p>担当業務の整理に伴う修正</p>
<p>第2章第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画 P207</p>	<p>11. <del>子ども医療費</del>、心身障害者医療費及び母子・父子家庭医療費助成における特例 〔健康福祉部、子供未来部〕</p> <p><del>子ども医療費</del>、心身障害者医療費及び母子・父子家庭医療費助成事業においては、所得制限により対象外世帯でも、災害により所得が著しく減少し、生活に困窮している場合に、これらの事情を勘案して医療費助成の対象とすることができる。</p>	<p>11. 心身障害者医療費及び母子・父子家庭医療費助成における特例 〔健康福祉部、子供未来部〕</p> <p>心身障害者医療費及び母子・父子家庭医療費助成事業においては、所得制限により対象外世帯でも、災害により所得が著しく減少し、生活に困窮している場合に、これらの事情を勘案して医療費助成の対象とすることができる。</p>	<p>子ども医療費助成制度の所得制限の撤廃による対象者拡大のため</p>
<p>第2章第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画 P213</p>	<p>25. 人員体制について</p> <p>東日本大震災時の経験を踏まえ、災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金、災害見舞金の支給、災害援護資金の貸付、義援金の配分、罹災証明書の発行に係る業務について、大規模災害時においても迅速かつ適切に実施できるよう、他部からの応援も含め職員の体制等を整備する。</p>	<p>25. 人員体制について <u>〔災対本部事務局、財政部、健康福祉部、消防部、各部、区本部〕</u></p> <p>東日本大震災時の経験を踏まえ、災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金、災害見舞金の支給、災害援護資金の貸付、義援金の配分、罹災証明書の発行に係る業務について、大規模災害時においても迅速かつ適切に実施できるよう、他部からの応援も含め職員の体制等を整備する。</p>	<p>所管部署の明記</p>